コロナ離職者再就職支援事業助成金交付要綱

（趣　旨）

第１条　県は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者（以下

『非自発的失業者』という。）の早期の再就職支援を目的に、予算の範囲内におい

て、富山県内に事業所を有する事業主（以下「事業主」という。）が一定期間試行雇

用（以下「トライアル雇用」という。）した場合にトライアル雇用助成金を交付する

とともに、当該雇用を通じ、引き続き正規雇用が実現した場合に正規雇用助成金を交

付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規

則第10号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定　義）

第２条　この要綱において「雇入日」とは、トライアル雇用開始日とする。

２　この要綱において「対象者」とは、令和２年３月１日から令和３年２月28日の間に

おいて非自発的失業者となった者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものをいう。

（１）雇い入れ事業主との関係において、雇入日の前日から過去３年間に、雇用、請負、

委任、出向、派遣等の関係により当該雇い入れ事業主において就労したことがない

者

（２）雇入日の前日から過去３年間に、雇い入れ事業主の事業所において、通算して３

か月を超えて訓練・実習等を受講したことがない者

（３）雇入日の前日から過去３年間に、雇い入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期

の職場適応訓練を除く。）を受けたことがない者

（４）雇い入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の３親等以内の親族（配偶者又は３

　　親等以内の血族若しくは姻族）でない者

（５）雇入日において県内に居住し、県内の事業所で勤務する者

３　この要綱において「中小企業事業主」とは、資本金の額若しくは出資の総額が３億円（小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては5,000万円、卸売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては１億円）以下の事業主又はその常時雇用する労働者の数が常態として300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては100人）以下の事業主をいう。

（支給対象事業主）

第３条　トライアル雇用助成金は、前条第２項に規定する対象者をトライアル雇用した場

合、正規雇用助成金（中小企業事業主に限る。）は、当該雇用を通じ引き続き正規雇

用が実現した場合、次の各号のいずれにも該当する事業主に交付する。

（１）対象者を富山県内の事業所において有期雇用労働者として、令和２年10月１日か

　　ら令和３年３月15日までに最長３か月を限度として雇用開始した事業主であるこ

と。

（２）対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿，賃金

　　台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。

（３）労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業主であ

ること。

（４）トライアル雇用期間について、トライアル雇用労働者に係る雇用保険被保険者資格取得の届出を行った事業主であること。

（５）対象者の雇入日の前日から過去１年間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇

　　用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主

都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由によ

る自己都合退職等を含む。）又は雇止めをしていない事業主であること。

（６）対象者の雇入日の前日から過去１年間に、当該雇入れに係る事業所で事業主都合

　　による内定取消をしていない事業主であること。

（７）対象者について、国の雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のイか

らチの各種助成金等の交付を受けていないこと。

イ　労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

ロ　労働移動支援助成金（再就職コース）

ハ　特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

ニ　特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

ホ　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ヘ　トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

ト　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

チ　その他国において実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種

　　助成金等

（８）国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去３年以内に不正受給（偽りそ

の他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受け

ようとすること。）をした事業主でないこと。

（９）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に

規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営

業を受託して営業を行う事業主でないこと。

（10）国、県または市が出資による権利を有する事業主ではないこと。

（11）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。

以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。）であると認められる事業主でないこと。

（12）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴

　　力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業主でないこと。

（13）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

　　加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業主

でないこと。

（14）役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

　　直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認

められる事業主でないこと。

（15）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

　　られる事業主でないこと。

（16）県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等助成金の交付が適当でないと

　　認められる事業主でないこと。

（交付対象期間）

第４条　トライアル雇用助成金の交付対象期間は、令和２年10月１日から令和３年３月15

日までにトライアル雇用を開始した日から令和３年３月31日までとし、１か月単位で

最長３か月とする。

また、トライアル雇用を開始した日、当該開始した日の翌月の応当日又は当該開始

　　した日の翌々月の応当日をそれぞれ起算日とし、起算日からその翌月の応当日の前日

までの期間を１か月間とする。

　　ただし、翌月に応当日がない月は、当該翌月の末日を当該翌月の応当日の前日とす

る。

　　なお、トライアル雇用期間が１か月間の場合であって当該期間が31日に満たない場

合に限り、その不足日数を加えた期間をもって１か月とし、次の各号のいずれかに該

当する場合は、それぞれに定める期間とする。

　（１）トライアル雇用労働者が、次のイからニまでの理由によりトライアル雇用期間の途中で離職した場合

トライアル雇用を開始した日からトライアル雇用期間の途中で離職した日までの

期間

　イ　トライアル雇用労働者の責めに帰すべき理由による解雇

　ロ　トライアル雇用労働者の都合による退職

　ハ　トライアル雇用労働者の死亡

　ニ　天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる

解雇

　（２）トライアル雇用労働者が、トライアル雇用期間中に正規雇用へ移行した場合

　　　　トライアル雇用を開始した日から正規雇用へ移行した日の前日までの期間

（交付額）

第５条　トライアル雇用助成金の交付対象は、１事業主あたり５名までとし、当該雇用労

働者１人につき、交付対象期間１か月間当たり５万円を交付する。

　また、次の各号に該当する場合は、当該交付対象期間については、原則として、１

か月を基準とし、トライアル雇用労働者が就労を予定していた日数に対して実際に就

労した日数に応じて、次に定める額を交付する。

（１）　前条各号のいずれかに該当する場合であって、交付対象期間が１か月に満たな

い月がある場合

　（２）　交付対象期間中に、勤務しなかった日がある場合（ただし、就業規則等により

認められた休暇の取得を除く。）又は事業主の都合による休業がある場合

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務日数 | 交付額 |
| ２週間以上１か月未満 | 25,000円 |
| ２週間未満 | － |

２　正規雇用助成金の交付対象は、１事業主あたり５名までとし、トライアル雇用を通じて引き続き正規雇用が実現した場合、対象労働者１人につき１月あたりの人件費及び社会保険料事業主負担分の２分の１（千円未満切り捨て）の範囲内において、15万円を上限に交付する。

　ただし、助成金の算出に必要な書類の提出が次条に定める日までに提出できないとき

は、労働契約書に記載の基本給等に基づき算出する。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和３年３月31日までに、交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に同様式で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第７条　知事は、前条の規定により提出された交付申請書兼実績報告書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）により助成金の交付決定及び額の確定を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第８条　前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付対象事業主」という。）が、第３条第８号に規定する国の助成金等の交付を受けた場合その他の交付要件に該当しなくなった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（交付決定の取消し等）

第９条　知事は、次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　交付対象事業主が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示

に違反した場合

（２）　交付対象事業主が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（助成金の経理等）

第10条　交付対象事業主は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備

し、助成金の交付決定を受けた後、５年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第11条　知事は、助成金に係る予算の執行の適正化を期すため必要があるときは、交付対象事業主に対して報告させ、又は職員に交付対象事業主の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、コロナ離職者再就職支援事業助成金の交付につ

いての円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、知事が別に定めるところによ

る。

附　則

　この要綱は、令和２年10月１日から施行する。